徘徊高龄者等事前登録事業

~認知症のある方が安心して出かけられる地域づくりを目指します~

徘徊高齢者等事前登録事業とは?

認知症により行方不明となるおそれがある方を事前に登録する事業です。 登録された情報は、島田警察署や市内の各高齢者あんしんセンターと共有 することで、速やかな発見・保護につながります。

誰が利用できるの?

島田市内に在宅で生活しており、認知症により 行方不明となるおそれのある人。

どうすれば利用できるの?

認知症のある方のご家族から、申請書とご本人様の写真(全身が写ってい るものと顔写真各1枚)を包括ケア推進課にご提出いただきます。

利用するためには何が必要?

- 徘徊高齢者等事前登録事業利用申請書
- 申請するご家族の印鑑 ※費用については、無料です。

先に写真をご用意いただくとスムーズです。

スマートフォンなどから電子申請が可能です。



登録したらどうすればいいの?

申請内容を審査後、ご家族宛に利用承認決定通知書を送付いたしますの で、御確認ください。

実際にご本人様が行方不明となった場合には、速やかに警察に御連絡し てください。その際に、利用承認決定通知書に記載されている登録番号を お伝えいただきますと、手続きがスムーズに進みます。

こんなときは変更・廃止の手続きが必要です。包括ケア推進課にお問い合わせください。 変更

- ◆ご本人様の氏名または住所が変わったとき 廃止
 - ◆ご本人様が介護保険施設等に入所したとき
 - ◆ご本人様が市外へ転出したとき

◆ご本人様が亡くなったとき

◆その他、本事業を利用する必要がなくなったとき

◆身元引受人様の情報が変わったとき

問い合わせ先

島田市包括ケア推進課 地域支援係

TEL:0547-34-3288